

多摩市告示第 二九九号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の市道路線の区域を変更する。その関係図面は令和七年五月二十一日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和 七 年 五 月 二十一日

多摩市長 阿部 裕行

一 区域変更路線

整理番号	路線名	区域変更区間	区域変更区間に関する			備考
			旧	新	幅員（m）	
一	一一一七号線	関戸二丁目九―二二地先 関戸二丁目九―二三地先	三・九四〇三・九六	三・九四〇三・九七	延長（m） 二九・一六	一部の区域変更

二 区域変更期日 令和 七 年 五 月 二十一日